能美市低入札価格調査制度実施要綱

平成17年2月10日 告示第133号

(趣旨)

第1条 この要綱は、能美市が発注する一般競争入札等において、建設業法(昭和24年法律第100号)に定める建設工事(以下「工事」という。)の請負契約を締結しようとする場合に、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第1項(政令第167条の13で準用する場合を含む。)に規定する落札者の決定方法について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要綱の対象となる工事は、第4条の規定により低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を設けた工事とする。

(調査基準価格)

- 第3条 調査基準価格の算定方法は、設計書等に基づき算出した当該各号に掲げる額の合算額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。に満たない場合は当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。
 - (1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額(建築・設備工事については、直接工事費に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額)
 - (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額(建築・設備工事については、直接工事費に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合算額に10分の9を乗じて得た額)
 - (4) 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 前項の規定に関わらず、契約の種類、内容等により必要と認める場合は、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額を調査基準価格とする。

(入札参加者への周知)

第4条 入札執行者は、低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、入札の前に、 次に掲げる事項を入札参加者に周知するものとする。

- (1) 調査基準価格があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了方法及び通知方法
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後に行う事情聴取に協力すべきこと。
- (5) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合で、当該入札が第6条に規定 する数値的判断基準に適合しないときは、当該入札者を落札者としないこと。 (入札の執行)
- 第5条 入札執行者は、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して落札者の決定を保留し、能美市財務規則(平成17年能美市規則第32号) 第144条第4項の規定による調査を行ったうえで落札者を決定する旨を告げて 入札を終了するものとする。

(数值的判断基準)

- 第6条 入札執行者は、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札時に提出された工事費内訳書に基づき、次に掲げる基準に適合するかどうかを確認する ものとする。
 - (1) 直接工事費の額が、第3条第1項第1号中「10分の9.7」を「10分の9」と読み替えて算出した額以上であること。
 - (2) 共通仮設費の額が、第3条第1項第2号中「10分の9」を「10分の8」 と読み替えて算出した額以上であること。
 - (3) 現場管理費の額が、第3条第1項第3号中「10分の9」を「10分の8」と読み替えて算出した額以上であること。
 - (4) 一般管理費の額が、第3条第1項第4号中「10分の6.8」を「10分の3」と読み替えて算出した額以上であること。
- 2 前項各号に掲げる基準のいずれかに適合しない場合は、最低価格入札者の入札 価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものと認め、当該 最低価格入札者を落札者とせずに、次順位者を落札者と決定するとともに、その 旨を当該最低価格入札者に通知する。
- 3 第1項各号に掲げる基準にすべて適合する場合は、第8条に規定する調査を行

うものとする。ただし、予定価格が80,000,000円未満の入札については、調査を省略することができる。

4 前3項の規定は、次順位者の入札額が調査基準価格を下回る場合について準用する。

(総合評価方式の取扱い)

- 第7条 総合評価方式による入札の場合は、調査基準価格を下回る価格で入札した 者のうち最低価格入札者が、前条第1項により数値的判断基準のいずれかに適合 しない場合は、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がさ れないおそれがあるものと認め、当該最低価格入札者を失格とし、他の有効入札 者のうち総合評価値の最も高い者を落札者とする。
- 2 前項の規定は、次順位者が調査基準価格を下回る価格で入札した場合について 準用する。

(調査の実施)

- 第8条 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、最低価格入札者に対し、当該契約の内容に適合した履行ができるかどうかについて判断するため、入札日から起算して7日以内に次に掲げる事項に関する資料等を最低価格入札者から提出させ、最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により調査(以下「低入札価格調査」という。)を実施するものとする。
 - (1) その価格により入札した理由書
 - (2) 入札価格の内訳書
 - (3) 施工体制台帳
 - (4) 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図
 - (5) 手持ちの工事の状況(対象工事現場付近)
 - (6) 配置予定技術者名簿
 - (7) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
 - (8) 手持ちの資材の状況
 - (9) 資材購入先一覧
 - (10) 手持ち機械数の状況
 - (11) 労務者の確保計画
 - (12) 工種別労務者配置計画
 - (13) 過去に施工した公共工事名及び発注者

- (14) 建設副産物の搬出先
- (15) 経営状況
- (16) 信用状況
 - ① 建設業法違反の有無
 - ② 賃金不払いの状況
 - ③ 下請代金の支払遅延状況
- (17) その他必要な事項
- 2 低入札価格調査は、管財課長、管財課監理担当、当該工事課長、土木課長及び 設計担当者(以下「契約担当者等」という。)が行うものとし、原則として入札執 行の日から起算して14日以内に調査を完了するものとする。
- 3 低入札価格調査に際し最低価格入札者が資料の提出等を行わない場合は、契約 担当者等は、期限を定めて積極的な説明を最低価格入札者に求め、最低価格入札 者がこれに応じないときは、第10条に規定する契約の内容に適合した履行がさ れないおそれがあると認められる場合に該当する旨を申し述べるものとする。

(契約内容に適合した履行がされると認めたときの措置)

- 第9条 契約担当者等は、低入札価格調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、その旨を総務部長に報告するものとする。
- 2 前項の報告があった場合は、総務部長は、直ちに最低価格入札者を落札者と認め、落札した旨を当該最低価格入札者に通知するものとする。

(契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときの措置)

- 第10条 契約担当者等は、低入札価格調査の結果、最低価格入札者の入札価格に より契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、その旨 を総務部長に報告するものとする。
- 2 総務部長は、前項の報告があったときは、直ちに当該調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、能美市請負業者指名審査委員会の委員に意見を求めるものとする。
- 3 前項の委員の意見が契約担当者等の意見と同一であったときは、当該最低価格 入札者を落札者とせず、次順位者を落札者とする。
- 4 第2項の委員の意見が契約担当者等の意見と異なるときは、契約担当者等による再調査をするものとし、その結果、なお、契約に適合した履行がされないおそ

れがあると認めるに足りる合理的な理由があるときは、次順位者を落札者と決定 するものとする。

- 5 総務部長は、第3項又は前項の規定に基づき次順位者を落札者と決定したとき は、直ちに当該順位者に落札した旨を、最低価格入札者で落札者とならなかった 者に落札者にならなかった理由を、他の入札者に落札者の決定があった旨を通知 するものとする。
- 6 第8条及び第9条並びに第1項から第4項までの規定は、次順位者の入札額が 調査基準価格を下回る場合について準用する。

(契約後の取扱い)

- 第11条 入札執行者は、低入札価格調査を実施し、かつ、契約内容に適合した履行がされると認めた工事等については、低入札価格調査において提出させた資料等及び調査記録を監督員に引き継ぐものとする。
- 2 当該工事等を所管する課長(以下「所管課長」という。)は、施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が低入札価格調査の内容と異なるときは、その理由等について確認するものとする。
- 3 所管課長は、施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うことし、施工計画書の 記載内容が低入札価格調査の内容と異なるときは、その理由等について確認する ものとする。
- 4 監督員は、当該工事に係る監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会いをすることを原則として、入念におこなうものとする。
- 5 監督員は、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかを確認するものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴くものとする。
- 6 所管課長は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。
- 7 検査員は、管財課監理担当とともに、適正な施工体制の確保のため、工事現場への立入り検査により監理技術者の専任の状況や施工体制台帳及び施工体系図が工事現場の実際の施工体制に合致しているかどうかの確認を行うものとする。計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかを確認するものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴くもの

とする。

附 則

この告示は、平成17年2月10日から施行する。

附 則(平成21年3月30日告示第37号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第46号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日告示第63号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の能美市低入札価格調査制度実施要綱は、この告示の 施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名 競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札 に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例に よる。
- 附 則(平成31年4月19日告示第65号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の能美市低入札価格調査制度実施要綱は、この告示の 施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名 競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札 に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例に よる。
- 附 則(令和4年3月25日告示第56号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の能美市低入札価格調査制度実施要綱は、この告示の

施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名 競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札 に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例に よる。